

仕様書

1 業務名

東播磨地域における廃食用油の資源化に係る回収モデル調査検討業務

2 業務の目的

現在、国が持続可能な航空燃料（SAF）の導入促進に向けた官民協議会を立ち上げる等、航空業界の脱炭素化に向けた取組を推進している中、航空関連事業者、流通・小売事業者、食料品製造事業者等、様々な業種の事業者が協力して、国内で発生する廃食用油を原料とした SAF の利用拡大による資源循環の取組が進められている。

東播磨地域では、加古川市において家庭等から排出される廃食用油を回収し、SAF 化する取組が実施されている。また、播磨町においても長年にわたり家庭等から排出される廃食用油の回収事業が実施されており、令和 9 年度からは SAF 化の取組を開始する予定である。さらに、高砂市及び稲美町においても今後の事業実施が検討されている。

そこで、本業務では、加古川市及び播磨町で実施されている廃食用油回収事業を対象に、回収量、回収拠点の地域特性、市民意識、収集運搬方法等に関する各種データを収集・分析するとともに、回収量や回収拠点配置の変動による CO₂削減効果、経済性その他の観点から事業効果の検証を行う。

さらに、今後廃食用油回収事業の実施を検討している高砂市及び稲美町に対してヒアリングや意見交換を実施し、事業導入に至るまでの検討経緯、実施体制の構築プロセス、回収拠点及び回収方法の考え方、導入に当たっての課題等について整理する。

これらの結果を踏まえ、東播磨地域における廃食用油の資源循環モデルを構築し、効率的かつ持続可能な廃食用油回収体制の確立に資することを目的とする。また、本業務により得られた知見や成果については、今後県内で廃食用油回収事業の実施又は導入を検討する自治体へ情報提供を行い、事業導入時の参考資料として活用することで、廃食用油の回収促進及び資源循環の推進に資するものとする。

3 事業概要

(1) モデル地区

東播磨地域（加古川市、高砂市、播磨町、稲美町）

(2) 実施期間

令和 8 年 月 日（ ）～令和 9 年 3 月 2 日（火）

4 委託業務

(1) 意識調査

市民、町民に対してアンケートを行う。

内容については県と協議の上決定する。

(2) 回収量等の把握

東播磨地域二市二町、回収・収集運搬者、回収拠点（学校、給食センター、公共施設等）及び再資源化事業者に対し、それぞれ 2 回以上ヒアリングを実施する。ヒアリングは、オンライン会議の利用も可能とする。

内容については県と協議の上決定する。

(3) 課題分析及びモデルの検討

(1)、(2) の結果を整理し、回収実施前後の課題を抽出・分析する。また、「2 業

務の目的」に照らして CO₂削減効果、経済性、事業効果等の検証を行い、先進事例も参考にしながら、東播磨地域における廃食用油の資源循環モデルを構築する。

内容については県と協議の上決定する。

5 業務進行管理について

(1) 関係者の打ち合わせ

発注者及び関係者と「4 業務内容」の詳細について確認を行うこと。

(2) 計画策定

「4 業務内容」について、契約期間内に計画的かつ効率的に業務を進行できるよう計画を策定し、契約締結後 14 日以内に業務計画書を提出し、発注者と協議を行うこと。

(3) 進捗状況報告及び協議

委託期間中、業務の進捗にあわせて、随時、途中経過の報告を行うこと。また、発注者から業務進捗状況等の報告を求められた時は、速やかに報告すること。

(4) 業務報告書及び納期

① 業務報告書

業務報告書 (A4) 2 部 (電子データ格納 CD-R 1 枚)

② 納期

令和 9 年 3 月 25 日 (木)

6 契約期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 25 日 (木) まで

7 その他留意事項

(1) 著作権等の取扱い

① 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権 (以下「著作権等」という。) は兵庫県が有するものとする。

② 成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等 (以下「既存著作物」という。) の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。

(2) 帳票類及びデータの取扱い

帳票類及びデータ引き渡し及び受け渡しは、環境整備課において行う。本業務で収集したデータ、委託者が引き渡すデータ及びデータを記した帳票類 (以下「帳票類」という。) を取り扱う場所は、受託者が管理するデータ入力作業場所又はデータ保管場所 (以下「データ入力作業場所等」という。) に限る。

ただし、委託業務関係者が、感染症対策に伴う出勤抑制等によりテレワークを実施する場合で、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

※データ入力作業場所とは、データ入力作業のための機器等を常時設置し、技術者が実際にデータを取り扱う場所をいう。また、データ保管場所とは、委託業務関係者以外がデータにアクセスできないよう管理された保管場所をいう。

(3) 契約書に定める事項の遵守及び機密保持

契約書に定める事項を遵守し、業務上知り得た内容及び秘密は、他に漏らしてはならない。

(4) 別途協議

本仕様書に記載のない事項等、疑義のある場合は、別途協議し定めるものとする。